

(表面)

第2号様式(第4条関係)

福祉用具購入費等受領委任払制度取扱確約書

年 月 日

三郷町長 様

住所  
名称  
代表者氏名

被保険者 様の三郷町の介護保険制度における福祉用具購入費及び住宅改修費の支給について受領委任払制度を利用するため、三郷町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払制度実施要綱(以下「要綱」という。)及び下記の事項を厳守することを確約します。

記

- 1 福祉用具の購入又は住宅改修の提供に関しては、関係法令を遵守すること。
- 2 福祉用具の購入又は住宅改修を行う被保険者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な提供を行うように努めること。
- 3 福祉用具の購入又は住宅改修を行うにあたり、三郷町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 福祉用具の購入又は住宅改修を行うにあたり、被保険者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者の資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間を確認し、福祉用具購入費等の受領委任払制度が利用可能であるかどうか確認すること。また、町に過去の福祉用具購入費等の給付実績を確認すること。
- 5 正当な理由なく、被保険者が求める福祉用具購入費等の受領委任払制度の利用を拒まないこと。
- 6 住宅改修に関する見積書の内容に変更があったときには、速やかにその変更内容を被保険者に通知すること。また、変更前の見積書の内容に基づいて承認された受領委任払制度の取扱いについては、原則として無効になることを被保険者に説明すること。
- 7 福祉用具の購入又は住宅改修について、保険給付費分を除いた自己負担分の支払いを被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担分の支払いを受けたときは、被保険者に対し当該自己負担分の領収書を発行し、その写しを町長に提出すること。

(裏面へ続く)

(裏面)

- 8 被保険者が、次の事項に該当するときは、遅滞なくその旨を町長に通知すること。
  - (1) 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
  - (2) 正当な理由なく、当該福祉用具の購入又は住宅改修を行うにあたって必要な手続等に協力しないとき。
- 9 福祉用具の購入又は住宅改修に関する記録を整備し、福祉用具の販売の日又は住宅改修の完了から2年間保存すること。
- 10 関係法令及びこの要綱に違反し、その是正等について町長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
- 11 被保険者からの苦情又は相談があったときは、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業者において処理し得ない内容についても、町担当課及び関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。
- 12 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容に含めること。